

BYOD端末購入に係るQ&A

令和7年度 尼崎北高等学校

Q1 BYOD端末とは何か？なぜ高校の授業に必要なのか？

A BYODは「Bring Your Own Device（個人所有端末の持参）」の省略です。

BYODによって生徒1人1台端末を実現することにより、

- ① いつでも、誰とでも学べる遠隔・オンライン学習
- ② 個々の生徒状況を把握・共有した個別最適化学習
- ③ 生徒や教員と学びの知見を共有する協働的な学習 等
が可能になります。

また、生徒が楽しみながら学習に取り組めるため、生徒の積極性や学習効果が高まることが期待されています。

国が主導して義務教育段階である小・中学校で1人1台端末環境が実現しています。大学でも端末の必携化が進むとともに、社会に出ればICTを使うことが当たり前の時代になりました。

高等学校においては、小・中学校のICTを活用した学びをさらに発展させ、新学習指導要領が実施された令和4年度入学生から各自が端末を用意し、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも自身の端末を使って自由に学べる環境づくりを進めています。

Q2 小・中学校では児童・生徒全員に端末が貸与されている。また、大阪府では、高校でも貸与されると聞く。兵庫県でも貸与できないのか？

A 兵庫県立学校では各自で端末を用意していただくことになっています。

学校での利用だけでなく、家庭で利用できる環境づくりを進めるためにもご理解をお願いします。

なお、家庭の（所得）状況によっては、奨学金による購入代金の貸付や県所有の端末の貸与制度がありますので、合格者説明会時に同封した書類をご確認ください。

Q3 家にある端末を持参して、学校指定の端末を購入しなくても良いか？

A 学校での利用にあたっては、県が用意するネットワークへ接続するため、通信環境や情報セキュリティの観点から、端末の機種を指定しています。

その際に、購入時の負担軽減を図るため、市場価格より低廉で購入できる販売業者を選定してご紹介しています。

ただし、既に同等の端末が家庭にある場合は、その活用もできますが、以下の要件を満たしていることを確認させていただきます。

- ① 生徒の専用端末（家族との共有でない）であること
- ② 学校指定端末と同じOS（iPadOS18）であること

- ③ 学校指定端末（第10世代）と同等の機能である第7世代以降であること
※32GBモデルでは、今後のアプリの利用では容量不足となる可能性があります。
- ④ MDM（統括管理アプリ）のインストールを承諾できること
- ⑤ 情報セキュリティへの懸念があるアプリの消去を承諾できること

Q4 端末の機種や値段が学校ごとで異なるようだが、県立学校で統一できなかったのか？

A 高等学校は義務教育である小・中学校と異なり、学校ごとの特色や教育課程が異なるため、端末についても学校に応じたものを選定しています。

本校では、3年間使用し、持ち帰りするため、端末自体が軽く堅牢であること、学習で利用するにあたって動作が軽いことなどを考慮して機種を選定しました。

価格については、購入時の負担軽減を図るため、市場価格より低廉で購入できる販売業者を選定するとともに、必要最小限のものを標準として、オプションは必要に応じて選択できるようにしました。

Q5 端末を使うことで、学びがどのように変わるのか？

A 本校では、主体的で深い学びの充実をはかることを目標とし、必要に応じたアプリやクラウドサービスを利用し、教材の配信、宿題の配信、オンライン学習サービスの利用などで、学びの最適化や充実を図ります。

また、連絡伝達事項の配信等もおこない、円滑な学校生活を送れるよう、クラウドサービスを利用します。

Q6 入学当初には多額の費用が必要で、端末の購入費用の負担は難しいが、何らかの手当はあるか？

A 支援は2つあります。1つは在学中、端末を貸与するものであり、もう1つは端末を購入する奨学資金を貸与するものです。

1 端末貸与

経済的な事情により端末購入が困難な生徒などについては、県で用意した貸出用端末を学校から貸与します（卒業時には返還）。なお、貸与の所得要件に該当するかどうかは同封の書類により確認してください。

※貸与の要件

ア 貸与を受けようとする時点において生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給している者

イ 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者

ウ その他、家計急変など、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者

2 奨学資金貸与

兵庫県教育振興会の奨学資金貸与制度により、「タブレット端末等購入費等」として90,000円の奨学資金を希望者に加算できるようにしています。ただし、タブレット端末等購入費等のみの貸与はできません。奨学資金(本体)を受給し、返還も必要です。

※奨学生の要件

ア 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。

イ 保護者等の収入が別に定める基準額以下であること。(収入額の目安：4人世帯で年収 680 万円程度以下)

Q7 端末はどのようにして購入すればよいのか？

A 購入時の負担軽減を図るため、市場価格より低廉で購入できる販売業者を選定して、販売用チラシを配付しています。

標準セットは、本体及びキーボードカバーのみとしています。

オプションである「補償・修理サービス」は、メーカー保証を超える3年間の故障と破損を補償するものです。

他のオプションの「画面保護フィルム」及び「スタイラスペン」は他の通販サイトでも購入できますので、用途や金額等を比較していただいて注文するかどうかを決めてください。

なお、納品は5月下旬に、注文時に登録された住所へ配送されます。

Q8 端末を指定の販売業者以外で購入して良いか？

A 購入時の負担軽減を図るため、市場価格より低廉で購入できる販売業者を選定しました。

加えて、オプションである「補償・修理サービス」は、メーカー保証を超える3年間の故障と破損を補償するものです。

ただし、保有ポイントの利用など紹介している販売業者よりも安く購入できる方法もあると思いますので、他の方法で購入していただいて結構です。

なお、中古や同等品も可ですが、以下に留意してください。

① 学校指定端末と同じOS (iPadOS18) であること

② 学校指定端末 (第10世代) と同等の機能である第7世代以降であること

※32GBモデルでは、今後のアプリの利用では容量不足となる可能性があります。

③ 本体だけではなく、キーボードを用意すること

④ 5月末には用意できること

Q9 端末にゲーム等を入れても構わないか？

A 端末は生徒個人の持ち物であり、家庭でも使用するものですので、学校として授業や課外活動以外での使用は制限しません。

ただし、学校での利用にあたっては、県が用意するネットワークへ接続するため、情報セキュリティに留意する必要があります。

そのため、MDM（統括管理アプリ）のインストールを承諾いただき、インストールされている全てのアプリを把握させていただきます。

そのうえで、情報セキュリティへの懸念があるアプリ（特にオンラインゲームなど）については、自身での消去をお願いすることになります。

また、同様の観点から、生徒の専用端末としていただき、家族であっても共有しての使用は避けていただくこととしています。

Q10 学校指定はiPadということだが、Windowsタブレットが家にあり、子どもも使い慣れているので、持ち込んで良いか？

- A 学校の授業で一斉に端末を使用する際に、OSが異なると画面や操作が異なるなどにより授業の進度を妨げる可能性があるため、できる限り同じOSの端末の用意をお願いしています。

Q11 端末本体以外に必要なものはあるのか？

- A 学校指定では、キーボードカバーを標準としています。キーボードを必要としない入力も可能ですが、社会に出てから必要とされるタイピング技術の習得も目的としており、キーボードは必須としています。

また、3年間使用しますので、カバン収納時に画面保護できるカバーはできる限りつけることを推奨します。

画面保護フィルムは、別途説明しているスタイラスペンのペン先による傷つき防止として推奨していますが、粗悪なものはスタイラスペンの反応を妨げるものがあることに注意してください。

スタイラスペンも必須ではありませんが、授業ノートとしての使用やメモをする場合に指で書くよりスムーズです。充電方法やペン先の素材、書き心地などで、多くの種類がありますので、鉛筆書きに近いものやイラストに適したものなどの特徴を調べて選択してください。

Q12 インストールするアプリに費用は発生するのか？

- A 納品段階では、標準搭載のアプリ以外のインストールはありません。

初期設定に必要なMDM（統括管理アプリ）は県で用意しますので、費用負担はありません。

入学後に、各教科などで必要になった場合は、その都度担当教員より指示します。

Q13 初期設定は、誰が行うのか？

A 学校でのネットワーク接続やMDM（統括管理アプリ）のインストール等の初期設定については、納品後の学校が指定した授業の中で学校内での使用ルールの説明などとともに、学校で使用するための設定手順書に従って、生徒自身で行っていただけます。

Q14 自宅にはWi-Fi環境が無いが、どうすれば良いか？

A 家庭にインターネット環境がない場合、県でモバイルルーターを無償（通信費は家庭負担）で貸し出しを行う制度がありますので、ご相談ください。

また、高校生等奨学給付金受給対象者については、通信費相当額の貸与制度もあります。

Q15 なぜMDMをインストール必要があるのか？

A MDMとは、Mobile Device Managementの略で、端末を管理するためのアプリです。

インストールにより、主に以下のことを行います。

- ①端末の設定変更などの一斉配信
- ②OSのアップデートの制御（授業中に行わないなど）
- ③アプリなどの一斉配信

MDMは県で用意しますので、別途費用は発生しません。

また、インストールは、県のネットワークへの接続設定とともに、生徒自身が授業中に行います。

学校での利用に必要な設定や効果的な授業を円滑に進めるために必要となりますので、ご理解いただきたい。